

日本比較文学会会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は日本比較文学会 (Japan Comparative Literature Association [JCLA]; Association Japonaise de Littérature Comparée [AJLC]) と称する。

第2条 組織

1. 本会には本部を置く。本部には事務局を置く。
2. 本会は総会の決議によって支部を設置することができる。
3. 本会に支部を設置した場合、その地域に在住する会員は原則としてその支部に属する。
4. 支部に関する規定は各支部ごとにこれを定める。ただしその事業および会計を年1回理事会に報告するものとする。

第3条 本部所在地

本会は本部事務局を、理事会の議を経、総会の承認を得て、原則として、会則付則に示す、事務局長の所属する研究機関等に置く。

第2章 目的および事業

第4条 目的

本会は比較文学・比較文化の研究を推進し、かつ内外の関係団体および研究者と協力し、斯学の発展に寄与することを目的とする。

第5条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 全国大会の開催。
2. 支部の大会をはじめとする支部活動。
3. 研究会、研究発表会、講演会などの開催。
4. 機関誌および会報などの発行。
5. 国際比較文学会 (ICLA) との連携協力。
6. 内外諸団体・研究者との学術交流。
7. 各種関係機関への学会代表・委員等の推薦。
8. 学術賞の授与。
9. その他の本会の目的を達成するために必要と認められる事業。

第3章 会員

第6条 資格・種類

1. 本会は比較文学・比較文化の研究者および本会の趣旨に賛同する個人、機関をもって組織する。
2. 入会には本会員2名の紹介を必要とし、かつ理事会がこれを承認する。
3. 本会の会員は次の通りとする。
 - (1) 普通会員
 - (2) 臨時会員 臨時会員は日本に短期滞在する者を対象とする。この資格は一年限りとし、更新可能とする。ただし臨時会員は総会の議決権を有さないものとする。

- (3) 賛助会員 研究者以外で本会の目的、事業に賛同する法人、個人。
- (4) 在外特別会員 在外特別会員は、元普通会員で、日本国外に研究拠点を置く者を対象とする。この資格は二年限りとし、更新可能とする。ただし在外特別会員は総会の議決権を有さないものとし、学会誌を送付されることもない。また会費納入の義務は負わない。
- 4. 入会金、会費は総会の議決によってこれを定める。
- 5. 本会の会員は、同時に国際比較文学会 (International Comparative Literature Association: Association Internationale de Littérature Comparée) に所属するものとする。

第7条 権利・義務

- 1. 会員は、機関誌・会報などの配付、学会の諸事業の案内を受け、研究成果を発表することができる。
- 2. 会員は会費を毎会計年度末までに納入しなければならない。
- 3. 会費を2年間滞納した場合には会員の資格を失う。

第4章 役員

第8条 役員

本会に次の役員を置く。

- 1. 会長 1名 2. 代表理事 1名 3. 事務局長 1名
- 4. 理事 若干名 5. 評議員 若干名 6. 会計監査 2名
- 7. 各支部長 8. 各種委員長

第9条 任務

役員の任務を次のように定める。

- 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2. 代表理事は、理事会を代表し、諸委員会を掌握する。
- 3. 理事は理事会を構成し、会の運営にあたる。理事会に事務局を置く。理事会は別に各種委員会を組織することが出来る。
- 4. 会長は、会長、代表理事、事務局長の三者による常任理事会を構成することができる。
- 5. 事務局長は、事務局を統括する。
- 6. 評議員は評議員会を構成する。
- 7. 会計監査は会計を監査する。

第10条 選任・任期

役員の選出方法および任期を次のように定める。

- 1. 会長は理事会の議を経て、総会においてこれを選出する。任期は2年とし、連続2期4年を越えて重任しない。
- 2. 理事は各支部選出理事、全国選出理事、特定の職務のために選出される理事の3種からなり、総会においてともにこれを選出する。任期は2年とし、各種の中で連続2期4年を越えて重任しない。ただし、支部選出理事および特定の職務のために選出される理事についてはこの任期規定を適用しない場合があり得る。
- 3. 代表理事、および、特定の職務のために選出される理事である事務局長は理事会の推薦にもとづき総会においてこれを選出する。任期は2年とし、原則として2期4年を越えて重任しない。
- 4. 評議員は、理事会が選任する。

5. 会長、代表理事、事務局長に支障あるときは、理事の中からこれを互選し、次の総会までその職を行うものとする。
6. 会計監査は、理事会の議を経て、総会においてこれを選出する。任期は2年として、2期4年を超えて重任しない。監査に支障あるときは、理事会の議を経て会員の中よりこれを委嘱する。

第5章 組織

第11条 種類

本会には次の議決機関および執行機関を置く。

1. 議決機関
 - (1) 総会
 - (2) 理事会
2. 執行機関
 - (1) 事務局
 - (2) 各種委員会
 - (3) 各支部

第12条 総会

1. 総会は本会最高の議決機関であり、毎年1回会長がこれを招集する。ただし会長は必要に応じて、臨時総会を招集することができる。
2. 総会は、理事会によって指名された議長主宰のもとに、役員の選出、事業の方針、予算・決算など会務の重要事項を審議する。
3. 総会の議決は、出席会員の過半数による。

第13条 理事会

1. 理事会は、本会諸規約および総会の議にそって、本会の運営に関わる重要事項の審議決定にあたる。
2. 理事会は会長が随時これを招集する。
3. 理事会の議決は、理事の過半数による。
4. 理事会のもとに評議員会を置く。評議員会は、本会の運営に参画し、その発展に寄与するものとする。評議員会の運営については、別にこれを定める。

第14条 各種常設委員会

1. 理事会は、本会の事業遂行のため、次の常設委員会を置く。
 - (1) 学会誌編集委員会
 - (2) 国際活動委員会
 - (3) 大会組織委員会
 - (4) 学会賞選考委員会
2. 理事会は必要に応じ、前記第1項以外の常設委員会を、総会の議を経て設置することができる。
3. 各委員会の構成、委員長、委員の任期については、別にこれを定める。

第15条 事務局

1. 事務局は理事会の議決にしたがい、会務を執行する。
2. 事務局に事務局幹事若干名を置くことができる。事務局幹事は事務局長がこれを選任し、理事会に報告する。

3. 事務局幹事は理事会の議決にしたがい、庶務、会計、渉外その他の事務を処理する。

第6章 会計

第16条 経費

本会の経費は会員の会費、補助金等をもってあてる。

第17条 年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 会計報告

本会の会計報告ならびに監査報告は、毎年1回、総会で行う。

第7章 会則の改廃

第19条 改廃

本会則の改廃は理事会の議を経て、総会の議決による。

付則

本会則は昭和48年6月3日から施行する。

本会則は昭和54年6月10日から施行する。

本会則は昭和57年5月22日から施行する。

本会則は昭和63年6月19日から施行する。

本会則は平成2年9月1日から施行する。

本会則は平成6年6月5日から施行する。

本会則は平成11年6月20日から施行する。

本会則は平成12年6月5日から施行する。

本会則は平成13年6月17日から施行する。

本会則は平成14年6月16日から施行する。

本会則は平成22年6月19日から施行する。

本会則は令和元年6月15日から施行する。

付則1 本会則は令和5年11月6日から施行する。

付則2 令和5年11月6日から施行される本会則では、
本文所在地を以下のように定める。

〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1

近畿大学文芸学部 藤澤博康研究室